

# 鴻巣市立中学校に係る部活動の方針

平成30年12月

鴻巣市教育委員会

鴻巣市立小・中学校長会

## 目 次

市方針策定の趣旨等	・・・ 1
1 適切な運営のための体制整備	・・・ 2
(1) 部活動の方針の策定と公表	・・・ 2
(2) 指導・運営に係る体制の構築	・・・ 2
2 適切な活動の推進のための取組	・・・ 3
(1) 適切な指導の実施	・・・ 3
(2) 部活動用指導手引等の活用	・・・ 4
3 適切な休養日等の設定	・・・ 4
4 各校の実態を踏まえた環境の整備	・・・ 4
(1) 各校の実態を踏まえた部の設置	・・・ 4
(2) 地域との連携等	・・・ 5
5 学校単位で参加する大会・コンクール等	・・・ 5
6 教育委員会の取組	・・・ 5

## 市方針策定の趣旨等

- 学校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、本市のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきた。
- 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- 生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各校の実態を考慮しながら、速やかに部活動の在り方に関し、改革に取り組む必要がある。
- スポーツ庁では、平成30年3月、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定した。
- 県教育委員会では、平成30年7月、国のガイドラインに則り、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）を策定した。なお、県方針では、運動部に加え文化部も対象とした部活動全体の方針としている。
- 市教育委員会では、国のガイドライン、県方針に則り、「鴻巣市立中学校に係る部活動の方針」（以下「市方針」という。）を策定した。
- 市方針では、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、適切に実施されることを目指している。
- 市教育委員会は、市方針に基づく部活動の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定と公表

ア 校長は、市方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）を作成し、校長に提出する。

また、校長は、部顧問からの毎月の活動計画及び活動実績等の報告により、各部の活動の実態を把握する。

<報告例>

・毎月の活動計画については、平日は、授業の終了時間、下校時間が定まっていること、すでに各校において休養日が1日設定されていることを踏まえ、土日の活動計画について、翌月の活動計画を校長に提出する

（記入例 午前：○、午後：●、大会・練習試合等：試、休養日：空欄 等）

・活動実績については、活動の開始時間及び終了時間を記録する。

ウ 校長は、学校の活動方針及び年間の活動計画について、保護者等へ公表する。また、各部顧問は、指導の方針や練習の予定等について、生徒や保護者に様々な機会を捉えて説明し、十分な理解が得られるように努める。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動外部指導者等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。

イ 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数等の実態を踏まえ、部活動外部指導者等を積極的に活用する。

ウ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動外部指導者等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績等の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒や教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問、部活動外部指導者等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ傷害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

部活動の指導において、部顧問、部活動外部指導者等による発言や行為は、生徒の自己肯定感の涵養に資することに重きをおき、肉体的、精神的負荷を与える発言や行為、威圧的・威嚇的発言や行為は体罰等として許されないものである。

上級生、下級生等の生徒間でも同様に、人とのかかわりを通してコミュニケーション能力を高め、自己実現を図り、好ましい人間関係を形成すること等を目指すものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るためには休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。さらに、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うよう努める。

以上を踏まえ、専門的知見を有する保健体育担当教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うよう努める。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うよう努める。

エ 校長及び部顧問は、部活動活動時の事故防止と事故発生時の適切な対応に万全を期す。

(ア) 熱中症事故防止の徹底のため、暑さ指数（WBGT）が、31℃以上の時は、運動は原則中止する。

(イ) 暴風や雷等の場合には、原則として屋外での部活動は中止とする。

## (2) 部活動用指導手引等の活用

部顧問、部活動外部指導者等は、県教育委員会が作成する指導の手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

### 3 適切な休養日等の設定

- (1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準とする。
- ア 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は、少なくとも1日以上休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- イ 各部活動に係る大会等の1か月前に限り、校長の承認によりアの例外を認めることができる。ただし、校長は、本承認に当たり、生徒及び部顧問の健康管理に十分配慮し、生徒及び部顧問の負担が過度にならないようにする。
- ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。ただし、学校閉庁日は休養日とする。
- エ 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は、3時間程度とする。週末に練習試合等、通常の練習と状況が異なる場合については、この限りではないが、平日の練習時間等で調整を図る。
- (2) 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記(1)の基準を踏まえ、休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。
- (3) 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前の一定期間等、運動部共通、文化部共通、学校全体、市共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることとする。

### 4 各校の実態を踏まえた環境の整備

#### (1) 各校の実態を踏まえた部の設置

校長は、単一の学校では特定の部を設けることができない場合には、生徒の活動機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど合同部活動等の推進について、必要に応じて教育委員会と検討する。

## (2) 地域との連携等

- ア 校長は、生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を充実する観点から、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を、教育委員会と協力して進める。
- イ 校長は、地域における環境整備、及び教育委員会が取り組む学校の施設開放事業や社会教育施設等との連携の推進により、教育委員会と連携し、保護者の理解と協力を促す。

### 5 学校単位で参加する大会・コンクール等

- (1) 学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の参加の目安等については、以下の団体が主催又は共催するものとする。

国、地方公共団体、郡若しくはこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体（「〇〇地区中学校体育連盟」等）又は教育研究団体（「〇〇地区中学校美術研究会」等）

(例)

- ・全国中学校体育大会
- ・関東中学校体育大会
- ・学校総合体育大会県大会
- ・通信陸上競技県大会
- ・中学校新人体育大会兼県民総合体育大会（中学校の部）

※上記の予選会を含む。

- (2) 校長は、(1) に挙げるもの以外の団体が開催する大会・コンクール等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを十分考慮して、精査する。

### 6 教育委員会の取組

本市教育委員会は、各学校における部活動の持続可能な運営体制の構築と部活動を通して生徒の資質・能力の向上を図るため、各学校や地域、関係諸機関と連携しながら、生徒の視点にたった部活動指導の充実、部顧問の負担軽減等、県方針を踏まえた部活動改革の取組を進めていく。